



迷惑電話対策機器購入補助金

振り込め詐欺など電話を介した特殊詐欺の被害を未然に防止するため
電話機や録音機器の購入に補助金を交付します

補助を受けられる方

- ・秩父別町に住所があり、実際に住んでいる高齢単身世帯または高齢者のみ世帯の方とその親族の方
- ・特殊詐欺防止のために、高齢単身世帯または高齢者のみ世帯の方の自宅に設置する電話機や録音機器を購入した方
- ・住民税などの滞納のない方

補助の内容

- ・対象となる機器の購入金額から 100 円未満の端数を切り捨てた額を補助します
- ・補助の上限額は 10,000 円です
- ・一世帯につき対象となる機器 1 台、1 回限りの交付となります

補助対象機器

- ・電話の受信時に音声を録音することを伝えるメッセージが流れ、会話を自動録音する機能を持つ家庭用固定電話機または家庭用固定電話に接続する録音機器（令和元年 5 月 7 日以降に購入したものに限りです）

申請書類

- ・迷惑電話対策機器購入補助金交付申請書（役場に用意してあります）
- ・対象となる機器を購入した際の領収書（購入した機器の製品名が記載されていること）
- ・取扱説明書など対象となる機器の機能が分かるもの
- ・印鑑（認印で構いません）
- ・補助金の振込先口座の分かるもの

申請先

- ・役場住民課住民福祉グループ（電話 33-2111・内線 45）